

【令和2年度～令和6年度】

第4期志木市地域福祉計画

志木市再犯防止推進計画

第2期志木市成年後見制度利用促進基本計画



地域福祉計画って？

地域福祉計画は、地域の助け合いによる福祉の推進に向けて、人と人とのつながりを基本とした顔の見える関係づくりや共に生きる社会づくりを目指す理念と仕組みを形成するために策定するものです。本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づいた「市町村地域福祉計画」として位置づけしており、施策の展開にあたっては、志木市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携を図りながら一体的に取り組むこととします。

基本理念と基本目標

みんながつながり、 安心して自分らしく暮らせるまちの実現

基本目標 1

支え合いのある
まちづくり

基本目標 2

誰もが必要なサービス
を受けられ、自分らしい
生活ができるまちづくり

基本目標 3

安心・安全に
暮らせるまちづくり

発行 | 令和2年3月

編集 | 志木市健康福祉部 福祉課・長寿応援課

※令和2年4月～福祉部共生社会推進課

〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号

電話 048-473-1111 FAX 048-471-7092



重点的な取組

1 包括的相談支援体制の構築

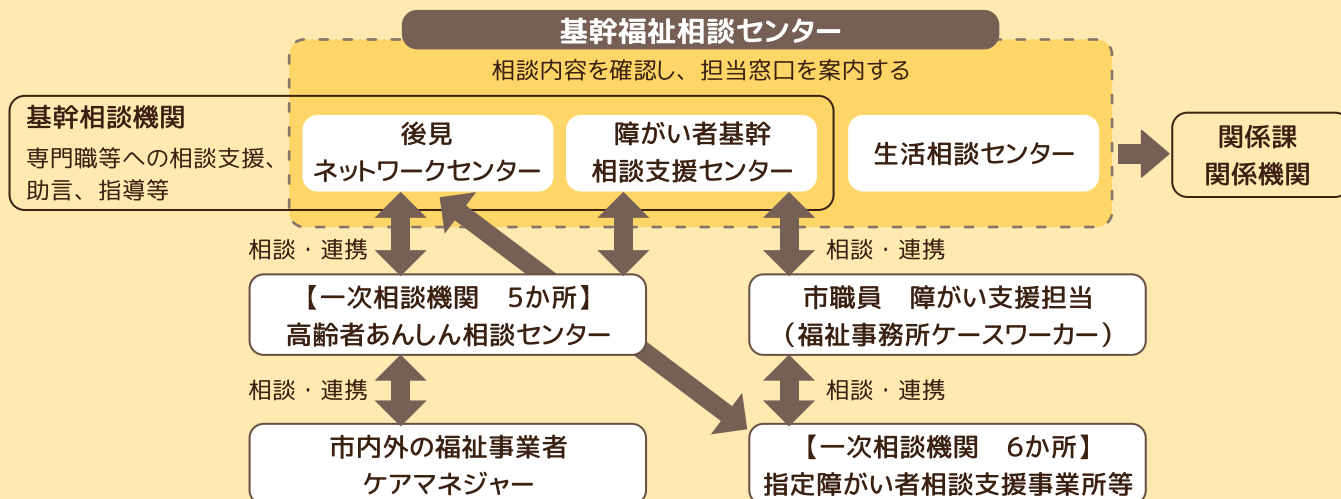
地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指し、地域住民や福祉関係者が支え合い、行政と協働し、解決に向けた支援を行うため、分野横断的な連携を図った包括的な相談支援体制を新たに構築します。

市の主な取組

- ・ 基幹福祉相談センターの整備と一次相談機関との連携
- ・ 高齢者あんしん相談センターの活用（地域包括支援センター）
- ・ 障がい者等相談支援事業所の活用
- ・ 児童発達相談の実施
- ・ 市民合同相談及び各種相談業務の情報交換会の実施

数値目標

基幹福祉相談センターの
設置数
↓
現状値：新規
目標値：1 か所



2 地域福祉活動へ参加しやすい環境づくり

子育て、高齢者、健康、防災などに関連する分野横断的な体制を構築するとともに、地域を支える人材や団体との連携を強化し、市民が自発的に地域の課題を把握したり、近隣住民と交流を図ることのできる取組や拠点整備などの環境づくりに努めます。

3 成年後見制度利用の促進

今後も、急速な高齢化により、認知症高齢者の増加や障がい者等の親亡き後の福祉サービスを維持・継続するための専門職の後見人等が不足することが予想されていることから、成年後見制度の普及啓発や相談、後見人支援とあわせ、市民後見人の育成など積極的に施策を推進します。

4 安心・安全な地域づくり

安心・安全な地域づくりを進めるために、町内会や自主防災組織、民生委員・児童委員などの地域住民による支え合い活動がさらに円滑に推進できるよう、ハード面とソフト面の双方の地域体制づくりを推進します。

基本目標 1 支え合いのあるまちづくり

多様化する住民の福祉ニーズに対応するために、「支え手」と「受け手」という関係を越えて、あらゆる機関が連携して、みんなで助け合う、支え合いのあるまちづくりを推進します。また、地域での支え合いの仕組みを構築するとともに、市民の福祉意識の醸成に努め、地域で中心となって活躍できる人材の育成や活用を推進します。

1 市民力で支え合う仕組みづくり

地域福祉を推進するために、三者（地域住民、社会福祉を目的とする事業を行う者及び社会福祉に関する活動を行う者）の“市民力”を生かした地域づくりを目指します。



市の主な取組

- ①地域共生社会に向けた基盤づくりの推進
- ②多分野における地域活動の活性化

2 地域活動への参加促進

ボランティア活動や地域活動を活性化するために、市民活動への支援を展開するとともに、認知症サポーターの養成、まちづくり推進バンクの利用等により、地域で活躍できる人材の育成に努めます。



市の主な取組

- ①住民主体の活動支援
- ②ボランティア・福祉人材の育成

3 支え合える環境づくり

市民が地域で、いきいきと暮らしていくために、子どもから高齢者まで、世代間の交流を目指し地域に人々が集まることができる活動スペースや、積極的に人と人が交流できる機会を整備し、地域活動をするための活動拠点、市民の生きがい活動の場、若者が気軽に集える場づくりを推進します。

また、障がい者理解促進事業を実施し、子どもから大人まで、幅広い層に対して福祉意識の向上に努めるとともに、地域で中心となって活躍できる人材の育成や活用を推進します。

市の主な取組

- ①交流拠点の整備
- ②交流機会の充実
- ③福祉理解・福祉教育の推進



基本目標 2 誰もが必要なサービスを受けられ、自分らしい生活ができるまちづくり

誰もが住み慣れた地域で、その人らしく暮らすことができ、支援を必要とする人が適切な福祉サービスを利用できるよう、行政などによる公的な福祉サービスの質の向上を図るとともに、民間事業者等による多様な形態の福祉サービスの提供の支援に努めます。加えて、複合化・複雑化した地域生活課題の解決に資する包括的支援体制の整備に努めます。

1 健康づくり・介護予防の推進

全ての市民が元気で健康に過ごせるために、健康づくりの推進や誰もが安心して医療を受けられる地域医療体制の整備に努めるとともに、保育園、小中学校での食育、介護予防事業など身近な地域を核とした健康づくりを促進します。

市の主な取組

- ①健康づくりの推進
- ②介護予防の推進
- ③食育の推進

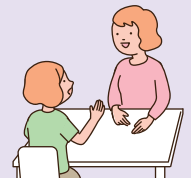


2 生活困窮者等の自立のための環境づくり

生活に困窮した人が、経済的な不安を解消し、地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携して生活困窮者の発見と経済的支援に努めるとともに、各種相談に対応しながら就労・自立に向けた継続的な支援を図ります。また、誰もが身近な地域で働くことができ、就労希望者のニーズに対応できる、多様な雇用の場の確保に努めます。

市の主な取組

- ①生活困窮者の支援
- ②就労の支援



3 再犯防止の支援（志木市再犯防止推進計画）

更生保護、犯罪者の更生支援や犯罪の予防啓発については、本市では朝霞地区保護司会志木支部の保護司と連携して行っていくとともに、国において策定された「再犯防止推進計画（2017（平成29）年12月15日閣議決定）」を踏まえ、地域や関係機関との連携により次の取組を推進します。

市の主な取組

- ①安全で安心なまちづくりの推進
- ②就労・住居の確保のための取組
- ③保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ④非行の防止と関係機関と連携した支援の実施
- ⑤民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

4 生活支援の充実

家庭・家族の支援、福祉サービスを進めるとともに、各種福祉サービスの質の向上に向け、当事者団体やボランティア団体、NPOなどの当事者団体等の支援を行います。また、これらのサービスや支援の在り方について、有識者等で構成された各種組織において検討を行い、適切な支援、サービスの提供を進めます。

市の主な取組

- ①家族への支援
- ②当事者団体・福祉サービス事業者への支援
- ③公的支援の検証

5 誰もが必要なサービスを受けられる仕組みづくり

相談活動や情報提供の充実を図るとともに、権利擁護や保健・医療・福祉との連携の推進にも努めます。

市の主な取組

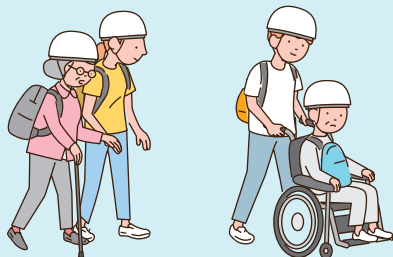
- ①わかりやすい相談窓口の拡大
- ②情報発信・情報提供の充実
- ③権利擁護活動の促進
- ④関係機関の連携強化

基本目標 3 安心・安全に暮らせるまちづくり

緊急時や災害時に対応できるよう、普段から市民一人ひとりが備えるとともに、支援が必要な人の把握と地域での見守りの体制を強化します。また、地域の誰もが安全で安心して暮らせるために、防犯体制を充実させるとともに、安全・快適な交通環境・道路環境の整備、バリアフリーの推進に努めます。

1 災害時対策の推進

災害時・緊急時に平常時から備えるとともに、災害時・緊急時には住民同士が助け合えるような仕組み・関係を構築します。



市の主な取組

- ①情報伝達体制の整備
- ②避難困難者、避難者への支援
- ③避難訓練の実施

2 防犯・事故対策の推進

安全な生活環境の整備に努めるとともに、関係機関と連携し、日ごろからの家庭・地域でのコミュニケーションを図り、地域の安全・安心を守るよう、防犯・見守り活動を促進します。

市の主な取組

- ①防犯活動の推進
- ②事故防止・発生時の対応

3 安全な移動手段の確保と道路環境の整備

公的移動手段及び安全に通れる道路環境を整備し、市民の移動手段と安全な移動環境の確保に努めます。

市の主な取組

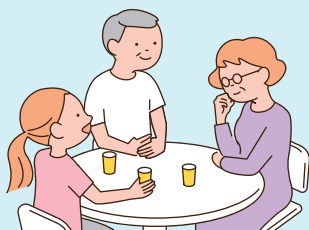
- ①公的移動手段の整備
- ②安全に通れる道路環境の整備

4 快適な生活環境の推進

公共施設などを誰もが利用しやすいように配慮し、ユニバーサルデザインの普及・啓発を行うとともに、地域の資源を活用した住民同士のコミュニケーションの促進や生活マナー向上の啓発に努めます。

市の主な取組

- ①ユニバーサルデザインの推進
- ②公園活用・談話スペースの確保
- ③生活マナーの向上



第2期志木市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の趣旨・施策体系

【基本理念】 権利と利益を市民とともに守る福祉のまち 志木

本市の成年後見制度の利用に関する現状及び課題とともに、今後の社会環境と法の趣旨を踏まえ、成年後見制度の現状と課題解決に向け、次のとおり市の基本理念を定め、施策等を総合的に展開します。

1 志木市は、地域連携ネットワークを柱に、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市民の権利や利益が守られるまちづくりを行います。

2 志木市は、人が最後までらしく生き、自らの尊厳と意思が尊重され生活が営めるまちづくりに向けて、成年後見制度の施策を進めます。

3 志木市は、地域共生社会実現に向けて、市民とともに支えあう地域づくりを進め、高齢者や障がい者、子どもに関し地域包括ケアの一環として、制度の利用が必要な人に積極的に成年後見制度の利用を促進します。

基本目標 1

成年後見制度の地域連携ネットワークの構築等

実行計画 1-1

地域連携ネットワークの構築

実行計画 1-2

実施体制の整備等

実行計画 1-3

市民後見人の育成及び担い手の確保

基本目標 2

制度理解と不正防止効果の向上

実行計画 2-1

制度理解と地域の見守り等

実行計画 2-2

不正防止のための関係機関との連携

基本目標 3

利用者がメリットを実感できる制度の運用

実行計画 3-1

利用者の把握と早期発見・早期支援

実行計画 3-2

利用者本人の意思決定支援及び身上保護の実施

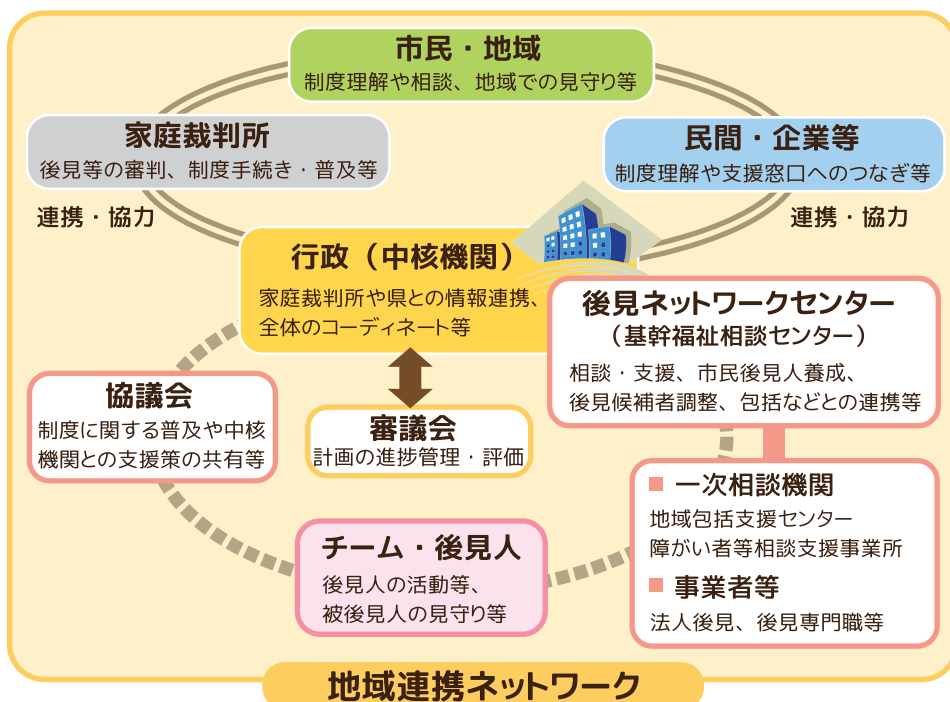
実行計画 3-3

後見類型等の選択と他のサービスとの一体的提供

成年後見制度の促進に関する地域連携ネットワークの構築

市民及び地域とともに、行政、家庭裁判所、民間・企業の三者が一体的に連携・協力し支援を行う公的支援システムとして、地域連携ネットワークの体制を構築します。地域連携ネットワークでは、必要な制度支援のため、福祉関係者や法人後見、一次相談機関（地域包括支援センター及び障がい者等相談支援事業所等）と中核機関及び基幹型センターである後見ネットワークセンターとの連携を強化します。

【成年後見制度の促進に関する地域連携ネットワークの全体イメージ】



第5次志木市地域福祉活動計画の主な取組

地域福祉活動計画における、社協や地域福祉関係団体の主な取組を紹介します。

基本目標 1 支え合いのあるまちづくり

市民主体の活動を支援します

- ・多分野連携による市民主体の活動づくり（生活支援体制整備事業）
- ・地域福祉活動団体への助成
- ・小地域サロン活動支援
- ・ボランティア、人材育成など



小地域サロンの様子

支え合える環境づくりを進めます

- ・交流事業の実施
- ・交流拠点の運営
- ・学校福祉教育（手話・点字・盲導犬・アイマスク体験・車椅子体験）
- ・地域福祉教育の推進（障がい理解講座）など



学校福祉教育(車椅子体験)

基本目標 2 誰もが必要なサービスを受けられ自分らしい生活ができるまちづくり

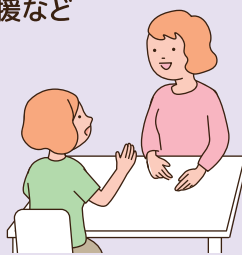
市民の健康づくりを推進します

- ・健康増進講座の実施
- ・介護予防教室の実施
- ・食を通じた居場所づくりなど



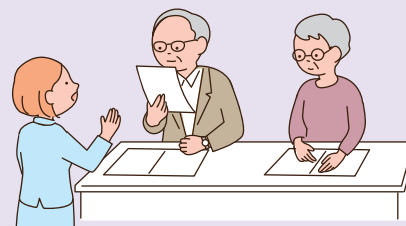
市民が相談できる体制を整備します

- ・高齢者、障がい者、子育て、生活困窮者など各種相談窓口の設置運営
- ・当事者団体への支援
- ・家族への支援など



支援が必要な人の権利擁護に努めます

- ・一次相談窓口の設置運営
- ・法人後見、市民後見人の監督
- ・福祉サービスの利用支援など



基本目標 3 安全・安心に暮らせるまちづくり

災害支援の体制を整備します

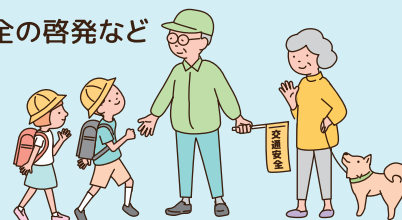
- ・災害ボランティアセンターの体制整備
- ・火災などで被災した世帯への災害見舞金支給、生活相談など



災害ボランティアセンター立ち上げ訓練

市民と連携し防犯・見守り活動を推進します

- ・放課後児童の見守りの促進
- ・特殊詐欺被害、消費者被害への対策
- ・高齢者への交通安全の啓発など



第5次志木市地域福祉活動計画

地域福祉活動計画って？

志木市社会福祉協議会が策定する「第5次志木市地域福祉活動計画」は、第4期志木市地域福祉計画の理念や仕組みをもとに、具体的に実現するための活動内容を考える計画となります。

基本理念は、第4期志木市地域福祉計画の基本理念を踏襲し、次のサブテーマを掲げ、多くの市民の参画を呼びかけていきます。

地域福祉活動計画のサブテーマ

地域福祉のネットワークで支え合い・助け合い

第4期志木市地域福祉計画と第5次志木市地域福祉活動計画の位置づけ



発行 | 令和2年3月

編集 | 社会福祉法人 志木市社会福祉協議会

〒353-0001 埼玉県志木市上宗岡1丁目5番1号

電話 048-485-1177 FAX 048-475-0014